

指定居宅サービス契約書

訪問介護、介護予防訪問介護

通所介護、介護予防通所介護

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

社会福祉法人 成 和 会

菊水苑ホームヘルプステーション

菊水苑デイサービスセンター

特別養護老人ホーム菊水苑

指定居宅サービス契約書

事業者：社会福祉法人 成和会

第1条（サービスの目的及び内容）

1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、契約者（利用者）に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

訪問介護（サービス内容：別紙重要事項説明書 1-1）

介護予防訪問介護（サービス内容：別紙重要事項説明書 1-2）

通所介護（サービス内容：別紙重要事項説明書 2-1）

介護予防通所介護（サービス内容：別紙重要事項説明書 2-2）

短期入所生活介護（サービス内容：別紙重要事項説明書 3-1）

介護予防短期入所生活介護（サービス内容：別紙重要事項説明書 3-2）

2 それぞれのサービス内容の詳細は、別紙重要事項説明書（1-1～3-2）に記載のとおりです。

第2条（契約期間）

1 この契約の契約期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。

2 上記の契約期間満了日の7日前までから更新拒絶の意思標示がない場合は、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以降も同様とします。

第3条（個別サービス計画等）

1 事業者は、契約者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、契約者の「居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「ケアプラン」という。）」に沿って必要となるサービス種類ごとに「個別サービス計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。「個別サービス計画」を作成した場合は、契約者に説明し、同意を得た上で決定するものとし、

2 事業者は、契約者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更がケアプランの範囲内で可能なときは、速やかに「個別サービス計画」の変更等の対応を行います。

第4条（サービス提供の記録等）

1 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「サービス提供記録書」等の文書に必要事項を記入し、契約者の確認を受けることとします。

2 事業者は、一定期間ごとに、サービス提供の状況、目標達成の状況等について「サービス提供記録書」等の文書を作成して、契約者に説明の上提出し

ます。

- 3 事業者は、「サービス提供記録書」等の文書を作成した後2年間はこれを適正に保存し、契約者の求めによって閲覧に応じ、又は実費負担によりその写しを交付します。

第5条（利用者負担金及びその滞納）

- 1 サービスに対する利用者負担金は、サービスごとに別紙重要事項説明書（1-1～3-2）に記載するとおりとします。

なお、利用者負担金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合は、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

- 2 契約者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を2か月分滞納した場合には、事業者は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに利用者負担金を支払わない場合には契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 3 前項の催告をしたときは、事業者は、ケアプランを作成した介護支援事業者又は介護予防支援事業者と協議し、契約者の日常生活を維持する見地から、ケアプランの変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。
- 4 事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第2項に定める期間が満了した場合には、この契約を書面により解除することができます。

第6条（利用者の解約権）

契約者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

第7条（事業者の解除権）

事業者は、契約者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した書面により、この契約を解除することができます。この場合、事業者は、ケアプランを作成した介護支援事業者又は介護予防支援事業者にその旨を連絡します。

第8条（契約の終了）

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 一 第2条の規定により事前に更新の合意がなされず、契約の有効期間が満了したとき
- 二 第5条の事業者から解除に意思表示がなされたとき
- 三 第6条の契約者からの解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき

四 第7条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき

五 次の理由で契約者にサービスを提供できなくなったとき

- (1) 契約者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したとき
- (2) 契約者について要介護認定又は要支援認定が受けられなかったとき
- (3) 契約者が死亡したとき

第9条（損害賠償）

事業者は、サービスの提供にあたって契約者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第10条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族に関する秘密・個人情報については、契約者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書により契約者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることができます。

第11条（苦情対応）

- 1 契約者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、契約者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取扱いをすることはありません。

第12条（契約外条項等）

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、契約者と事業者の協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスだけを対象としたものであるので、それ以外のサービスを契約者が希望する場合には、別途契約が必要になります。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

(事業者) 事業者名 社会福祉法人 成和会
住 所 大阪府南河内郡河南町大字加納元南17番地
代表者名 理事長 三木 義弘 印

この契約に定めるサービスを担当する事業所に関する記載
事業所名 菊水苑ホームヘルプステーション
(大阪府指定 第2773500141号)
菊水苑デイサービスセンター
(大阪府指定 第2773500166号)
特別養護老人ホーム菊水苑
(大阪府指定 第2773500158号)
事業所所在地 大阪府南河内郡河南町大字加納元南17番地
事業所責任者 管理者 三木 圭子

(契約者) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印 _____